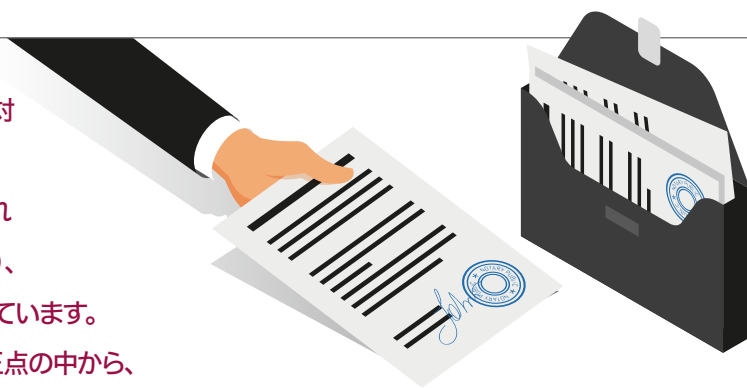


# 民法（債権法）改正と契約

後編

弁護士 古家野 彰平  
弁護士 島多 玲子



民法は、社会・経済の変化に対応し、わかりやすいものとするために債権法部分が大改正され（以下「改正民法」といいます）、令和2年4月1日から施行されています。

11月号に引続き200余の改正点の中から、特に「契約」に関する重要な点を確認していきます。

今回は、売買契約と請負契約について、改正民法の影響を見てみましょう。

## 1

### 契約不適合責任につき買主がいかなる権利を行使するのかの検討が重要になりました

改正前は、売買の目的物（以下単に「目的物」と言います）に「瑕疵」がある場合、売主は担保責任を負うとされてきました。売主の担保責任は、目的物に売買代金に見合わない想定外のことがある場合これを補うためのものですが、改正前民法には「瑕疵」の概念や責任の内容について明確な規定はなく、一般には「瑕疵」は「目的物が通常有すべき性能・品質等を欠くこと」と理解され、責任の内容についてはさまざまな議論がありました。

改正民法での売主の担保責任は、「売主には契約当事者が合意した目的物を引渡す義務があるため、引渡した目的物が契約不適合の場合、債務不履行の責を負う」という考え方のもと、「目的物が種類、品質又は数量に関して」又は「買主に移転した権利が」「契約の内容に適合しないものである」ときの買主の権利として整理されました。そして、買主は、不適合について帰責事由のない場合、次の請求権等を行って行使できることが示されました。

① 目的物の修補、代替物の引き渡し又は不足物の引き渡し（履行の追完請求改正民法562条）  
② 債務不履行に基づく損害賠償請求（改正民法564条、同415条）  
③ 契約の解除（改正民法564条、同541条、同542条）  
④ 不適合の程度に応じた代金減額請求（改正民法563条）

契約書には、目的物についての合意内容に加え、①から④の権利（以下「追完請求等」と言います。）について、買主はどのような方法でいつ迄に行使できるか、行使できる順序等を明確にしておくことが重要になります。

## 2

### 請負の担保責任は売買と同様、契約不適合責任とされました

請負では、改正前、仕事の完成・引渡し後の責任内容は売買の場合と異なっていました。改正民法では、売買同様契約不適合責任であるとされ（改正民法636条）、追完請求権（民法559条、改正民法562条）の制限規定の表現

も改められました。すなわち、履行不能(経済的不能を含む)の場合、修補請求はできず(改正民法412条の2第1項)、不適合が注文者の与えた材料・指図による場合、請負人が材料・指図の不適合を知って告げなかった場合を除き、追完請求等ができなくなり(改正民法636条)。契約不適合責任についての契約上の注意点も、前記1のとおりです。

### 3

## 契約不適合責任について、その権利行使の統一がされました

改正民法では、目的物の引渡しを受けた買主が、「種類又は品質に関して」契約「不適合を知った時から1年以内にその旨を売主に通知しないときは」追完請求等ができないとされました(改正民法566条)。請負の仕事の完成・引渡し後の場合についても、同様です(改正民法637条)。

売買・請負共に、数量不足や権

利の不適合の場合、権利行使の期間制限は、債権の消滅時効の原則に従うことになりました(改正民法166条1項)。なお、商人間の取引の場合には、種類・品質・数量いずれの不適合についても、引渡しから6箇月間以内に不適合の通知が必要です(商法526条)。

改正前は、土地の工作物について、担保責任の存続期間の伸長の例外規定がありました。建物取引には特別法がはかれていたが、社会情勢に鑑み、改正民法では例外規定は設けられず、一般原則のみが示されました。

	目的物の種類・品質の不適合	目的物の数量不足、権利の不適合
引渡し後、知ってから	1年以内に通知 (改正民法566条・637条) 5年以内に行使 (改正民法166条1①)	(民法上、通知は必要ではない) 5年以内に行使 (改正民法166条1①)
引渡し後から	10年以内に行使 (改正民法166条1②)	10年以内に行使 (改正民法166条1②)

### 4

## 危険の移転時期が明確になりました

改正民法では、売買の目的物の引渡し前に目的物が滅失又は損傷し、そのために売主が引渡しできなくなったとき、売主・買主双方に帰責事由の無い場合、売主が危険(リスク)を負い、買主は売買代金支払請求を拒めません(改正民法536条1項)。

さらに、売主が目的物の引渡し債務を履行した後は、危険は買主に移転し、その後の目的物の滅失等について、売主・買主双方の帰責事由がない場合、買主は売買代金の請求を拒むことも、追完請求等もできないとされました(改正民法567条1項)。

売主が特定の目的物を買主に提供したが受け取りを拒まれた後も、同様です(改正民法567条2項、同413条の2第2項)。

以上のルールは、請負の場合にも適用されます。危険負担については、契約で前記の原則を

更することができず、契約書には、契約当事者のどちらが、いつから危険を負担するか、定めておくことが肝要です。

### 5

## 請負について割合的報酬請求権の規定が新設されました

改正民法では、仕事の完成前の解除等により完成に至らなかった場合、請負人は注文者の受ける利益の割合に応じて報酬の請求ができることとされました(改正民法634条)。

契約書には、出来高に依じた代金の支払時期についてできるだけ詳しく示しておくことが重要となりました。